

る情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであつて、情報提供用個人識別符号（同条第八号又は第九号の規定による利用特定個人情報の提供を管理し、及び当該利用特定個人情報を検索するために必要な限度で用いられる第五項に規定する個人番号に代わつて用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第九項に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ。）をその内容に含むものをいう。以下の提供に関する事務の処理に關して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第一百九十七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七條、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四、第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の第三項、第三十七条の十四第三項、第七十条の二の二第六項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六条）第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、所得税法（昭和四十年法律第三十三条）第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六号）第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第一百十号）第四条の二第一項若しくは第四条の三第一項、預貯金口座の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第六条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理について必要とされる他の個人番号を記載した書面の提出その他の個人番号を利用した事をを行うものとされた者は、当該

事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

5 前項の規定により個人番号を利用して政令で定めるための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、デジタル庁令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用ることができる。

6 前各項に定めるもののほか、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するため必要な限度で個人番号を利用することができます。（再委託）

第十一条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

2 前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託をする者とみなして、第二条第十三項及び第十四項、前条第一項から第四項まで並びに前項の規定を適用する。（委託先の監督）

第十二条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人番号利用事務実施者等の責務）

第十三条 個人番号利用事務実施者（第十三条の規定により情報提供用個人識別符号を利用することのため必要な措置を講じなければならない。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

（個人番号利用事務実施者等の責務）

する者を除く。次条第二項及び第十九条第一号において同じ。）は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るよう努めなければならない。

（提供の要求）

第十四条 個人番号利用事務等実施者（第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下この項及び第十六条における同じ。）は、個人番号利用事務等を処理するため必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第五号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五の二第二項、第三十条の四十四から第三十条の四十四の五まで又は第三十条の四十四の七第一項の規定により、機構に対し同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報又は同法第三十条の四十二第二項に規定する機構保存附票本人確認情報（第十九条第五号及び第四十八条において「機構保存本人確認情報等」という。）の提供を求めることができる。

3 住民基本台帳に記録されている者であつて前項の規定により第一項の申請を市町村の長を経由して行うもの（当該市町村の長により次条第一項第二号に掲げる措置がとられた者に限る。）のうち個人番号カードの交付を速やかに受ける者は、当該申請に併せて、機構から個人番号カードの送付を受けることを希望する旨の申出をすることができる。

4 戸籍の附票に記録されている者は、第一項の申請に併せて、領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長その他総務省令・外務省令で定める者又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）又は当該戸籍の附票を備える市町村以外の市町村の長から個人番号カードの引渡しを受けることを希望する旨の申出をすることができる。

5 機構は、第一項の申請に基づき個人番号カード（前二項の申出をした者に係るものを除く。）を作成した場合に、当該申請をした者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

6 機構は、第一項の申請に基づき第三項の申出をした者に係る個人番号カードを作成した場合

三 前二号に掲げるもののほか、個人番号の提供を受ける者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置

（個人番号カード）

第十六条の二 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者又は戸籍の附票に記録されている者（国外転出者である者に限る。第四項において同じ。）の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを作成するものとする。

2 前項の申請は、機構に対して、直接に又は個人番号カードの交付を受けようとする者が記録するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

3 住民基本台帳の附票（以下この項及び第五項において同じ。）を備える市町村の長（当該市町村以外の市町村又は当該住民基本台帳を備える市町村の長）を経由して申請する利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、当該市町村又は当該住民基本台帳を備える個人番号カードの交付を受けようとする者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものは、戸籍の附票。以下この項及び第五項において同じ。）を備える市町村の長（当該市町村以外の市町村又は当該住民基本台帳を備える市町村の長）を経由して行うものとする。

4 住民基本台帳に記録されている者であつて前項の規定により第一項の申請を市町村の長を経由して行うもの（当該市町村の長により次条第一項第二号に掲げる措置がとられた者に限る。）のうち個人番号カードの交付を速やかに受ける者は、当該申請に併せて、機構から個人番号カードの送付を受けることを希望する旨の申出をすることができる。

5 戸籍の附票に記録されている者は、第一項の申請に併せて、領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長その他総務省令・外務省令で定める者又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）又は当該戸籍の附票を備える市町村以外の市町村の長から個人番号カードの引渡しを受けることを希望する旨の申出をすることができる。

6 機構は、第一項の申請に基づき個人番号カード（前二項の申出をした者に係るものを除く。）を作成した場合に、当該申請をした者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

(同項の市町村の長から機構に対し、その者について同項に規定する措置をとった旨の通知があつた場合に限る。)には、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを作成した旨を通知するものとする。

該書類に係る者であることを確認すること（これに準ずるものとして主務省令で定める措置を含む。）。

第六項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があつたときは、その変更があつた日から十四日以内に、その旨をその者が記録している住民基本台帳を備える市町村の長（次項及び第十項において「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出する。

録して利用することができる。この場合において、これらの者は、カード記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るため必要なものとして内閣総理大臣及び総務大臣（第三十八条の八から第三十一条の十一まで及び第三十八条の十三において「主務大臣」という。）が定める基準に従つて個

をした者に係る個人番号カードを作成した場合には、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを作成した旨を通知するとともに、政令で定めるところにより、当該申出に係る領事官又は市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

8
機構は個人番号カードに関して、個人番号カードの作成及び送付（第十八条の六第一項及び第三項第一号において「個人番号カードの発行」という。）に関する状況並びに個人番号カードの運用に関する状況の管理その他総務省令で定める事務を行ふものとする。
(個人番号カードの交付等)

4 て定めることにより 機構かその者に差し、当該個人番号カードを送付することにより行う。

11 場合その他政令で定める場合には、その效力を失う。
2 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるとことにより、当該個人番号カードを住所地市町村長に返納しなければならない。

第十八条の二 個人番号カードの交付を受けてい
る者（個人番号カード用署名電子証明書（電
子署名等）に係る地方公共団体情報システム機構
の認証業務に関する法律（平成十一年法律第二百
五十三号）。以下この条及び第三十九条の八第一
項において「公的個人認証法」という。）第三
条第一項に規定する個人番号カード用署名電子
証明書をいう。（二〇〇二年二月二一日同上）

たものには附る」は文する第一項の規定による個人番号カードの交付は、同条第七項の規定により個人番号カードの送付を受けた領事官又は市町村長が、その者に対し、当該個人番号カードを引き渡すことにより行う。この場合において、その者が、交付市町村長により第一項第一号に掲げる措置がとられた者であつて当該交付市町村長から当該領事官又は市町村長に対しそ

1
国外転出者は文書を第十一項の規定の適用については、第八項中「その変更があつた日から十四日以内に」とあるのは「速やかに、直接に又は領事官を経由して」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、第九項及び前項中「住所地市町村長」とあるのは「直接に又は領事官を経由して」と、

子説明書をいり、以下この条におけると同様の発行を受け、当該個人番号カード用署名用電子証明書が効力を失っていない者に限り、第三項又は第十一項の規定により既に自己に係るカード代替電磁的記録の発行を受け、当該カード代替電磁的記録が効力を失っていない者を除く。は、自己に係るカード代替電磁的記録をその者が使用する移動端末設備（電気通信事業者

5 の旨の通知があつたもの以外の者であるときは、当該領事官又は市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代わって同号に掲げる措置をとるものとする。

第二項又は前項の規定により交付市町村長に代わって第一項第二号に掲げる措置をとった市町村長又は領事官は、その旨を当該交付市町村

13 て附管市町村長」とする。
前各項に定めるものほか、個人番号カードの再交付の手続その他個人番号カードに関する者が行う手続に關し必要な事項（以下この項において「再交付等に關する事項」という。）は總務省令で、個人番号カードの様式及び個人

法(昭和五十九年法律第八十六号)第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下の条において同じ。)に記録して利用するため、その者の申請により、当該カード代替電磁的記

6 長に通知するものとする。
個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出又は国外転出届をする場合には、これらの届出と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならない。

番号カードの有効期間その他個人番号カードに
関し必要な事項（再交付等に関する事項を除
く。）は主務省令で定める。

2 錄の発行を受けることができる。
前項の申請は、当該申請を行う者（以下この項から第四項までにおいて「申請者」という。）が、主務省令で定めるところにより、前項の移動端末設備を使用して、機構に対し、当該申請者の個人番号カードに記録されたカード代替記

二 前条第一項の申請又は当該申請に係る個人番号カードの引渡しの際に、その者からその者の氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項が記載された書類であつて政令で定めるものの提示を受け、その者が当

7 前項の規定により個人番号カードの提出を受けた市町村長は、当該個人番号カードについて、カード記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

の各号に掲げる者が、条例（第二号の場合）については、政令で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該各号に定める事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記

録事項に係る電磁的記録を送信して行うものとする。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号（公的個人認証法第二条第四項に規定する署名利用者符号をいう。次項

3 前項前段の規定による送信を受けた機構は、
〔において同じ。〕を用いて電子署名を行わなければならぬ。

9 ところにより、速やかにその旨を機構に届け出なければならない。

13 機構は、カード代替電磁的記録に関する、カード代替電磁的記録の発行及び運用に関する状況の管理その他主務省令で定める事務を行うも

七項の規定による確認の用に供するため、次に掲げる機能を有するプログラムをインターネットを利用して利用する方法により公衆に提供するものと

申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が公的個人認証法第十五条第一項の規定により効力を失つてないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証

事由のいずれかに該当するときは、その効力を失うものとする。

一 第十七條第十項若しくは第十八条の五第八項若しくは第十項の規定により当該カード代

14 のとする。
のとする。
前各項に定めるもののほか、第十一項の規定によるカード代替電磁的記録の発行及び送信の手続その他のカード代替電磁的記録に関する必要な事項は、三省省令で定める。

一 当該送信が当該カード代替電磁的記録に係するカード代替電磁的記録利用者によつて行わられたことを確認するための措置として主務省

明書に記録された署名利用者検証符号（公的個人認証法第二条第四項に規定する署名利用者検証符号をいう。）に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、主務省令で定めるところにより、当該申請に係る「代書」書類内記録と並び、二

替電磁的記録利用者の個人番号カードが失効し、又は公的個人認証法第十五条第一項の規定により当該カード代替電磁的記録利用者の個人番号カード用署名用電子証明書が失効したとき。

事項は、主務省令で定める。
(カード代替電磁的記録送信用プログラムの認定)

二 令で定める措置を行う機能
当該送信を受けたカード代替電磁的記録について改変が行われていないことを確認するための措置として主務省令で定める措置を行う機能

4 前項の規定による送信を受けた申請者は、主務省令で定めるところにより、当該送信に係るカード代替電磁的記録を第一項の電磁的記録媒介を当該申請者に係る第一項の移動端末設備に送信するものとする。

たとき。
三 機構が当該カード代替電磁的記録利用者が
前項の規定による届出を受けたとき。
四 カード代替電磁的記録に記録された事項に
ついて、記録誤り又は記録漏れがあることが
判明したとき。

一 カード代替電磁的記録を送信しようとする者は、申請により次に掲げる基準を満たすものである旨の認定をすることができる。

5 体に記録するものとする。
カード代替電磁的記録の有効期間は、三月以内で主務省令で定める期間（当該期間内に個人番号カードの有効期間が満了する者に係るものにあっては、当該満了の日までの期間）とす。

五 前各号に定めるもののはか、主務省令で定める場合
半明したときは、
記録の効力が失われたときは、主務省令で定めることにより、直ちに、当該カード代替電磁的機構は、前項の規定によりカード代替電磁的

二 当該移動端末設備が失効通知を受信した場合において、「失効通知」という。の送信が行われていないことの確認及び当該移動端末設備が受信すべき失効通知があつた場合における当該失効通知の受信を行う機能を有するものであること。

6 カード代替電磁的記録利用者（カード代替電磁的記録の発行を受けた者をいう。以下この条から第十八条の四までにおいて同じ。）は、自己に係るカード代替電磁的記録を次項の規定による確認を受けることができるものとして提供

的記録が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備に対して、電気通信回線を通じてその旨の通知を送信する措置を講じなければならない。この場合において、機構は、当該移動端末設備が当該通知を受信したことを確認するまでの間、当該措置を実行しなければならない。

合には、その旨の通知を機構に対して送信するとともに、当該失効通知に係るカード代替電磁的記録の送信を行うことができなくなる機能を有するものであること。

するときは、次条第一項の認定を受けたプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。以下この条から第十八条の四までにおいて同じ。）を用いて当該カード代替電磁的記録の送信を行つねばならぬ。

機構は、第九項第一号に掲げる事由に該当する場合を除き、同項第二号に掲げる事由その他の主務省令で定める事由によりカード代替電磁的記録の効力が失われた場合には、速やかに、当該記録の効力を回復するための措置を講じなければならない。

四 替電磁的記録利用者が当該送信を行うことを確認するための措置として主務省令で定めるものを行いう機能を有するものであること。
五 その他主務省令で定める基準に適合すること。

前項の規定によるカード代替電磁的記録の送信を受けた者は、当該カード代替電磁的記録が当該送信を行った者のものであることの確認について、第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項

12 該カード代替電磁的記録の発行を受けた者に對して新たなるカード代替電磁的記録を発行し、これをその者の第一項の移動端末設備に送信するものとする。

機構は、第三項若しくは前項の規定によりカード代替電磁的記録を発行した場合又は第九項によ

主務省令で定めることにより、その旨を公示するものとする。

8 の認定を受けたプログラムを用いて行うものとする。

の規定によりカード代替電磁的記録の効力が失われた場合には、主務省令で定めるところにより、当該カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者が記録されている住民基本台帳（国外転出者にあっては、戸籍の附票）を備える市町村の長に對へ、主務省令で定める事

う必要な措置を講ずるものとする。
4 前三項に定めるものほか、第一項の認定に
関して必要な事項は、主務省令で定める。
内閣総理大臣による確認用プログラムの提供
等) 内閣総理大臣は、カーボンダクタ等の
内閣総理大臣による確認用プログラムの提供

主務省令で定める場合には、主務省令で定める

仰る「畠村の長」に文し、三務省令で定める事項を通知するものとする。

場合において、当該提供の求めについて第二十一条第二項の規定による内閣総理大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該利用特定個人情報を提供しなければならない。前項の規定による利用特定個人情報の提供があつた場合において、他の法令の規定により当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

一 情報照会者及び情報提供者の名称

二 提供の求めの日時及び提供があつたときはその日時

三 利用特定個人情報の項目

四 前三号に掲げるもののほか、デジタル庁令で定める事項

前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該利用特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワーカーに記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

個人情報保護法第七十八条第一項（個人情報保護法第二百二十五条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

内閣総理大臣は、第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。

第二十四条 内閣総理大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（第十九条第八号の規定による利用特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価をいう。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずる措置を定めた指針（次項及び次条第三項において単に「指針」という。）を作成し、公表することその他の必要な措置を講じなければならない。

第二十五条 情報提供等事務又は情報提供ネットワーカーシステムの運営に関する事務に従事して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二十六条 第二十二条（第一項を除く。）から前条までの規定は、第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による利用特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十二条第一項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、第十九条第九号の規定により提供することができる利用特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に從事する者の数

二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報量

三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況

四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等の方式

六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

（特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針）

第五章 特定個人情報の保護

第一節 特定個人情報保護評価等

第二十七条 委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報保護評価（秘密の管理）

号の規定による利用特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下の条及び次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために講ずる電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

第二十八条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるもの）を除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に從事する者の数

二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報量

三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況

四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等の方式

六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

（特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針）

第二十九条 委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報保護評価（秘密の管理）

（特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価をいう。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずる措置を定めた指針（次項及び次条第三項において単に「指針」という。）を作成し、公表するものとする。

委員会は、評価書の内容、第三十五条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断すべき措置を定めた指針（次項及び次条第三項において単に「指針」という。）を作成し、公表するものとする。

委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるとときは、これを変更するものとする。

第二十九条の二 行政機関の長等は、評価書を公表するものとする。

前項の規定により評価書が公表されたときは、個人情報保護法第七十四条第一項の規定による通知があつたものとみなす。

行政機関の長等は、評価書の公表を行つてない特定個人情報ファイルに記録された情報を第十九条第八号若しくは第九号の規定により提供し又は当該特定個人情報ファイルに記録されることが、個人情報保護委員会規則で定める範囲を超えて特定個人情報を提供をこれららの規定により求められてはならない。

第二十九条 個人番号利用事務等実施者その他の個人番号利用事務等に従事する者は、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等を処理するためには必要な範囲を超えて特定個人情報を作成してはならない。

（研修の実施）

第二十九条の二 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するためには必要なサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十二条において同じ。）の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。

（委員会による検査等）

第二十九条の三 特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び機構は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録され

た特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。

特定個人情報等の取扱いを有する地方公団・会体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会にて当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告するものとする。

(特定個人情報の漏えい等に関する報告等)
第二十九条の四 個人番号利用事務等実施者は、
特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報
の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報
の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益
を害するおそれが大きいものとして個人情報
保護委員会規則で定めるものが生じたときは、
個人情報保護委員会規則で定めるところによ
り、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなけ
ればならない。ただし、当該個人番号利用事務
等実施者が、他の個人番号利用事務等実施者か
ら当該個人番号利用事務等の全部又は一部の委
託を受けた場合であつて、個人情報保護委員会
規則で定めるところにより、当該事態が生じた
旨を当該他の個人番号利用事務等実施者に通知
したときは、この限りでない。

前項に規定する場合には、個人番号利用事務
等実施者（同項ただし書の規定による通知をし
た者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護
委員会規則で定めるところにより、当該事態が
生じた旨を通知しなければならない。ただし、
本人への通知が困難な場合であつて、本人の権
利利益を保護するため必要なこれに代わるべき
措置をとるときは、この限りでない。

第二節 個人情報保護法の特例等

第五条第二項の規定により個人情報保護法第二条第十一項第三号に規定する独立行政法人等又は同項第四号に規定する地方独立行政法人とみなされる個人情報保護法第五十八条第一項各号に掲げる者（次条第一項において「みなし独立行政法人等」という。）を含む。）が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第二十三条（第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録されたものを除く。）に関することは、個人情報保護法第六十九条第二項第二号から第四号まで及び第八十八条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の

二項	第一項	第二項	第一項
個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者（個人情報保護法第五十八条第二項の規定により個人情報取扱事業者とみなされ二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされ	号第一条第十条す適えみりに規項第五二第二項第八九る用て替読よ定の三条十百	号第一条第十条す適えみりに規項第五二第二項第八九る用て替読よ定の三条十百	号第一条第十条す適えみりに規項第五二第二項第八九る用て替読よ定の三条十百
2 人情報取扱事業者（個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされ二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされ	十 十八 条 は 一 七 条 第 二 項 又	第 二十 條 第 二 項 又	第 十九 条 第 二 項 又

護法第六十九条第二項から第四項まで、第七十七条、第八十五条 第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定（みなし独立行政法等については、個人情報保護法第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定）は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第九条	第三項 第九条 第八項 第九条	第一項 第九条 第六項 第九条			定期規則の制定による個人情報保護法の読み替え
る定め	いらばけし配慮ななれなた供は、用ら	いらはし提又し利自ななて供は、用ら	目利きを場づに法的用、除合く基令	句るら替字れえみ	読み替え字句
立行政法人等は、経済的困難そ とができる	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長及び地方公共団体の機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令及び条例で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除するこ	自ら利用してはならない	利用目的		読み替える字句

第八	第五項
定め	の他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十一條第一項の規定により読み替えて適用する第八十九条第三項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することがで
きる 定める。この場合において、也	きる

五 項	第十九 条第 八項	第八 条第 九項	第九 十七条	第二 章 デジタル 化 促進 等 の 事 業
の他特別の理由があると認め るときは、行政手続における特 定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律（平成二十 五年法律第二十七号）第三十一 条第一項の規定により読み替え て適用する第八十九条第三項の 規定の例により、当該手数料を 減額し、又は免除することがで きる	定 め る	當 該 保 有 個 人 情 報 提 供 先	内閣総理大臣及び行政手続にお ける特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第 十九条第八号に規定する情報照 会者若しくは情報提供者又は同 条第九号に規定する条例事務關 係情報照会者若しくは条例事務 關係情報提供者（当該訂正に係 る同法第二十三条第一項及び第 二項（これらの規定を同法第二 十六条において準用する場合を 含む。）に規定する記録に記録さ れた者であつて、当該行政機 関の長等以外のものに限る。）	句とする。 第二十三 条第三項 （第二十六 条において準用す る場合を含む。）に規定する記録に記録さ れた者であつて、当該行政機 関の長等以外のものに限る。）

第十 九 六	定の護報人るら替 規法保情個れえみ	
基 法 づ 令 く に		読み替 えられ る字句
利 用 目 的		読み替える字句

年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第五十三条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
第五十三条の二 第二十二条の二第八項又は第四十五条の二第九項において準用する第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付又はカード代替電磁的記録の発行を受けたときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条の二 第二十二条の二第八項又は第四十五条の二第九項において準用する第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは虚偽の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十二条、第六十五条及び第六十六条並びに次条並びに附則第五条及び第六条の規定

二 第二十五条、第六章第一節、第五十四条、第六章第三節、第六十九条、第七十二条及び第七十六条(第六十九条及び第七十二条に係る部分に限る)並びに附則第四条の規定

平成二十六年一月から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

第二条 行政機関の長等は、この法律(前条各号に掲げる規定については、当該各号規定。以下この条において同じ。)の施行の日前においても、この法律の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(個人番号の指定及び通知に関する経過措置)

第三条 市町村長は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日(次項において「施行日」という。)において現に当該市町村の備えられる住民基本台帳に記録されている者について、第四項において準用する第八条第二項の規定により機関から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

二 第三十八条の七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第三十八条の七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四条 第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第三章、第二十九条第一項

第五十六条 第四十八条から第五十二条の三まで及び第五十五条の規定は、日本国外においてこれらの方の罪を犯した者にも適用する。

第五十七条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に對して当該各号に定める罰金刑を、その人に対する各本条の罰金刑を科する。

2 第四十八条、第四十九条及び第五十三条

一 億円以下の罰金刑

二 第五十五条の二から第五十

附 則

(施行期日)

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

5 第十九条第七号、第二十二条から第二十三条まで並びに第三十条第一項(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く)及び第二項(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く)から第四項まで並びに別表第二の規定

令で定める日

3 市町村長は、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百三十三号)の施行の日以後住民基本台帳に記録されていなかつた者について、同法附則第四条の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めることにより、次項において準用する第八条第二項の規定により機関から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に對し、当該個人番号を通知しなければならない。

4 第七条第三項及び第八条の規定は、前三項の場合について準用する。

5 第一項から第三項までの規定による個人番号の指定若しくは通知又は前項において準用する第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知に関する事務に從事する者は又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に關して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。)を提供したときは、四年以下の拘禁刑若しくは二百万元以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

6 前項に規定する者が、その業務に關して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盜用したときは、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

7 前二項の規定は、日本国外においてこれらの事務の処理を行うことができない。

2 日本年金機構は、第九条第一項の規定にかかるわらず、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年五月三十日までの間において政令で定める日までの間においては、個人番号を利用して別表第一の下欄に掲げる事務の処理を行うことができない。

2 日本金機構は、第十九条第七号及び第八号の規定にかかるわらず、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十一月三十日までの間において政令で定める日までの間ににおいては、情報照会者及び情報提供者並びに条

四 附則第一百四十七条及び第一百四十八条の規
則第十九条第二項の改正規定並びに次条並
びに附則第三百三十九条、第四百四十三条、第百
四十六条及び第百五十三条の規定 公布の日
二及び三 略

定 公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)附則第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日(罰則に関する経過措置)

(その他の経過措置の政令への委任)
百五十三条 この附則に定めるもののほか、
る。

附 則（平成二五年一月四日法律第九）
の法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○号) 抄
(施行期日)
一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年一二月一三日法律第
一〇四号）抄

施行期日
一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二五年一二月一三日法律第一〇六号）抄

(施行期日)
一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日法律第一〇号) 抄
(五丁目三)

（施行期日）
一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

二 次に掲げる規定 平成二十七年一月一日
当該各号に定める日から施行する。

イ　ヨ　略　第十条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第十条第六項の改正規定、同

法第十条の六第一項の改正規定（「政令で定める金額」の下に「の百分の九十」を加える部分に限る。）、同法第十三条第一項の改正規定（平成二十六年三月三十一日）を、「平成二十八年三月三十一日」に改める

いて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

（政令への委任）
第一百六十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第十三條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日） 三号抄

四月一日のいすれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十

二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の項

二 定 三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に限
略 公布の日

げる改正規定を除く)、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第工項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十一条の第二五項、第三十二条第四項、第四

四条の二第五項第三十二条第四項第四十五条の二、第二条の二、第四十二条の三第二項、第五十二条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、等

六十八条第五項、第六十九条の三十四、第十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四

第一項、第二項及び第三項の改正規定、同法第百十五条の四十五の次に十条を加

れる改正規定、同法第百十五条の四十六及び
第一百十五条の四十七の改正規定、同法第六章
中同法第百十五条の四十八を同法第百五十五条
の四一七之一、同法第百二十五条の四一七の二

の四十九とし 同法第五十一条の四十七の
に一条を加える改正規定 同法第一百七十七条
第一百八十八条 第二百二十二条の二 第二百二十二
条第三項及び第二百二十四条第三項の改正規

定、同法第二百二十四条の次に二条を加える政
正規定、同法第二百二十六条第一項、第二百二

七条、第一百一十八条、第一百四十二条の見出し及び同法第一項、第一百四十八条第二項、第一百五十二条及び第一百五十三条並びに第百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第百七十九条から第百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三十三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く)、第十三条及び第十四条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十六条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十七条の規定、第十八条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四项、第九条から第十二条まで、第十三条(ただし書を除く)、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条规定から第二十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、附則第五十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、附則第五十三条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、附則第五十四条、第五十七条の規定及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二十号)第二条第五項第二号の改正規定(同法第十四条)を「同法第十二項」に、「同法第十八項」を「同法第十六項」に改める部分に限る)並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

(政令への委任)
第七十二条 附則
前条に定めるも
い必要を経過す

(政令への委任)
第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び
前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴
い必要な経過措置は、政令で定むる。

附 則	(平成二十七年三月三一日法律第九号) 抄
行期日	この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、該各号に定める日から施行する。
次に掲げる規定 及び口略	平成二十八年一月一日
第八条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九条の八」を「第九条の九」に改める部分に限る）、同法第四条の二第一項及び第四条の三第一項の改正規定、同法第八条の二第一項の改正規定、同法第九条の三の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）、同法第八条の五第一項の改正規定、同法第十条の二の第三項の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）、同法第九条の三の改正規定、同法第十条の二の第三項の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）	平成二十七年四月一日から三まで 略
改正規定、同法第十条の二とする改正規定、同法第十条の三（見出しを含む。）の改正規定、同法第十条の五の二とする改正規定、同法第十条の五の三の見出しを削る改正規定、同法第十条の五の三の見出しを削る改正規定、同条の改正規定（同条第一項中「ものを含む」の下に「以下この項目において『認定経営革新等支援機関等』といふ」を、「財務省令で定めるもの」の下に「(以下この項において『経営改善指導助言書類』といふ。)」を加える部分、「もとの(の)下に『認定経営革新等支援機関等を除く。』を加える部分及び「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「当該書類」を「経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類」に改める部分を除く。）、同条を同法第十条の五の二とする改正規定、同法第十条の五の四の改正規定、同条を同法第十条の五の三とする改正規定、同	平成二十七年四月一日から三まで 略

第十条の五の四とする改正規定、同条を同法第六条の六の改正規定、同法第十一項第五号の次に一号を加える部分及び同項第六号に係る部分を除く。)、同法第十三条第一項の表の改正規定、同法第十三条の二を削る改正規定、同法第十三条の三第二項の改正規定、同法第十三条項の改正規定(第三項)を「次項」に改める部分を除く。)、同法第十三条第二項の改正規定、同法第十五条第二項の改正規定、同法第十九条第一号の改正規定(第十条の二の二、第十条の三)を「第十条の二から第十条の八まで」に改める部分を除く。)、同法第二十四条の三第四項の改正規定、同法第二十六条第二項第五号の改正規定、同法第二十七条の二(見出しを含む。)の改正規定、同法第二十八条の三第十一項の改正規定、同法第三十条の二第二項第一号の改正規定、同法第三十三条の六第二項の改正規定、同法第三十七条の三第二項の改正規定、同法第三十七条の十第四項第三号の改正規定、同法第三十七条の十一第二項の改正規定、同法第三十七条の十一の三第五項の改正規定、同法第三十七条の十四の四とする改正規定、同法第三十七条の十四の四に係る部分、同条第二十三項に係る部分、同条第十九項に係る部分、同条第二十一項に係る部分及び同条第三十七項に係る部分、同条第十三項に係る部分、同法第三十七条の十四の三第四項の改正規定、同法第三十七条の十四の四とする改正規定、同法第三十七条の十四の四に係る部分を除く。)、同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに同法第六十七条の十七第二項の改正規定(及び第九項)を「第九項及び第十一項」

第一百三十條

改める部分に限る。) 並びに附則第五十条、第五十七条第一項、第五十八条、第六十二条、第六十四条第八項、第六十六条、第六十九条第一項、第七十条、第九十五条(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第七条の改正規定に限る特個人を識別するための番号の利用等による法律(平成二十五年法律第二十七号)第九条第三項の改正規定(第二十五号を「第二十六項」に改める部分に限りに改める部分に限る。)に限る。)及び第一百一十九条の規定まで略

（その他）
規定期間に同一の罰則による。この法律で定める。

（この法律は、平成二十八年四月一日から改める部分に限る。）並びに附則第五十一条、第五十七条第一項、第五十八条、第六十九条第一項、第七十条、第九十一条第三項、第一百十五条（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条の改正規定に限る）、第一百二十七条（行政手続における特個人を識別するための番号の利用等による法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第三項の改正規定（第二十六条を「第二十六項」に改める部分に限る。）に限る。）及び第一百二十九条の規定七まで 略

（一条中相続税法第十条第一項第五号の改定及び同法第五十九条の改正規定並びに第三十四条第四項及び第一百二十七条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十九年法律第三項の改正規定（第五十九条第一項、第三項若しくは第四条の利用等に関する法律第九条第三項まで）に改める部分に限る。）に限る。）の規定三十成三十年一月一日開する経過措置）

（本条この法律（附則第一条各号に掲げる条項）の施行前にした行為及びこの附則の施行前にした行為によることとされる場合に於けるこの法律の施行後にした行為に対する措置は、政令で施行に必要な経過措置は、政令で定むる。）

附
号

（この法律は、平成二十八年四月一日から改める部分に限る。）並びに附則第五十一条、第五十七条第一項、第五十八条、第六十九条第一項、第七十条、第九十一条第三項、第一百五十五条（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条の改正規定に限る）第六十四条第八項、第六十六条、第六十九条第一項、第七十条、第九十一条第三項、第一百五十五条（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条の改正規定に限る）第六十四条第八項、第六十六条、第六十九条第三項の改正規定（第二十五条第二項を「第二十六項」に改める部分に限る。）及び第一百一十九条の規定（この法律は、平成二十七年五月一日から施行する経過措置）

（この法律（附則第一条各号に掲げるもの）の施行前にした行為及びこの附則の施行前にした行為によるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。）

（この附則に規定するもののほか、政令の施行に必要な経過措置は、政令の施行に必要な経過措置の経過措置の政令への委任）

（この附則に規定するもののほか、政令の施行に必要な経過措置は、政令の施行に必要な経過措置の政令への委任）

五四
第略

四 第三条及び第六条（番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第十九条の三、第二十四条、第二十九条の三及び第三十六条の規定（番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日）

六 第七条及びに附則第十四条、第七十七条及び第二十条の規定（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日）

（特定個人情報保護委員会がした処分等に関する経過措置）

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前に第四条の規定による改正前の番号利用法（以下この条例において「旧番号利用法」という。）又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会がした勧告（命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。）

その他の行為は、第二号施行日以後は、第四条の規定による改正後の番号利用法（以下この条例において「新番号利用法」という。）又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告（命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。）

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧番号利用法（旧番号利用法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報を保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号））を含む。次項において同じ。）又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対してもいる申請届出その他の行為は、第一号施行日以後は、新番号利用法（新番号利用法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報を保護に関する法律を含む。次項において同じ。）又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

第二号施行日前に旧番号利用法又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、第二号施行日前にその手續がされていないものについては、第二号施行日以後は、これを、新番号利用法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してもその手續をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

置(特宝)

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に効力を有する特定個人情報保護委員会規則は、第二号施行日以後は、個人情報保護委員会規則としての効力を有するものとする。

第七条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十五条第一項の規定にかかわらず、第二号施行日における従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

第八条 特定個人情報保護委員会の委員長、委員又は事務局の職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、第二号施行日以後も、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第九条 この法律（附則第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十二条 政府は、施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有する。

規
定
上
個
る

る個人情報の保護に関する法律(第二条第一項に規定する行政機関が保有する同条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律)(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等が保有する同条第二項に規定する個人情報(以下この条において「行政機関等保有個人情報」と総称する。)の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報(新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいい、行政機関等匿名加工情報(行政機関等保有個人情報を加工して得られる匿名加工情報をいう。以下この項において同じ。)を含む。)の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人材体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘査し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘査し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する貯金金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとす

5 政府は、国の行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ法（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第二百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する対策の的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方にについて検討するものとする。

附 則（平成二八年三月三一日法律第一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五の三まで 略

五の四 第二条（第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。）、第七条中地方財政法第三十三条の四第一項の改正規定及び同法第三十三条の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六条（第六項を除く。）、第十一条、第十四条、第十七条第二項及び第三項、第二十条（第二項を除く。）、第三十一条、第三十二条、第三十五条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三十七条の三第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十一条の二の改正規定に限る。）、第四十二条から第四十七条まで、第四十八条、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 令和元年十月一日

（施行期日）

附 則（平成二八年三月三一日法律第一五号）抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日
イ 第一百六十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定)の改正規定、同法第五十七条第二項の改正規定、同法第一百五十二条の二第四項(第二号の改正規定(「第一百五十一条の二第一項又は第二項(一)を「第一百五十二条の二第一項又は第二項(二)を「相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の」に改める部分を除く。」、同法第一百六十一条の改正規定(「前編第五章」の下に「及び第六章」を加える部分を除く。)並びに同法第二百三十二条第一項及び第二百三十三条の改正規定並びに附則第六条、第十四条第二項及び第一百六十六条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第九条第三項の改正規定(「第五十七条第二項若しくは」を削る部分に限る。)に限る。)の規定

る改正前のそれぞれの法律の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この附則又は附則第九条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律によることの改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この附則又は附則第九条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしてなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一八年五月二七日法律第五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一八年六月三日法律第六三号）抄
（施行期日）

<p>附則 (平成一八年一月二八日法律第一六号) 抄 第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附則 (平成一九年三月三一日法律第九五号) 抄 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> <p>附則 (平成一九年四月二六日法律第二五号) 抄 (施行期日)</p>
<p>第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第三条、第七条(農業災害補償法第四十三条の二第一項にたゞし書を加える改正規定に限る)及び第十条の規定並びに附則第六条から第八条まで、第十三条及び第十四条の規定</p> <p>(处分、申請等に関する経過措置)</p>
<p>第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。)の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為(以下この項において「处分等の行為」という)。又はこの法律の施行の際に現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされてい認定等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。</p> <p>この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出、提出その他手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法</p>
<p>2</p>

律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成二十九年五月二十四日法律第三
六号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定)

第四条 この法律の施行の日が個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十五号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日以後ある場合には、第一条のうち地方公共団体情報システム機構法第四章中第二十六条の次に一条を加える改正規定中「第四十一条の三第三項」とする。

2 前項の場合において、第二条のうち次の表の上欄に掲げる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>附 則 (平成二十九年六月二日法律第五二号)抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>第四十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定(以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。</p> <p>第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一から三まで 略</p> <p>四 次に掲げる規定 平成三十一年一月一日 イからヘまで 略</p> <p>ト 第十五条中租税特別措置法第五条の二、第七项第四号及び第五条の三第四項第四号の改正規定、同法第九条の八の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定(同条第五项第二号に係る部分、同項第四号に係る部分及び同条第九项に係る部分(「(平成十四年法律五百五十一号)」を削る部分に限る。)を除く。)、同法第四十条の二(見出しが含まれる。)の改正規定、同法第四十条の三第三二十項の改正規定、同法第四十一条の十三の三第七項第四号の改正規定、同法第四十一条の二十一の改正規定、同法第四十二条の二十二第一項の改正規定、同法第四十二条の二第二項第一号の改正規定、同</p>	<p>第一項 第四十一一条の七</p> <p>第二項 第三十八条の四</p>
--	--

（罰則に関する経過措置）

第一百四十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）
附 則 号 抄 平成三〇年六月八日法律第四四二条の規定

第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定（「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。）同法第八十一条第二項、第八十五条の二及び第八十六条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台

第四項の改正規定、同法第二十条の次に三条を加える改正規定、同法第二十一条の改正規定（第二号に掲げる部分を除く。）、同法第六条から第三十条までの改正規定、同法第三十条の六に一項を加える改正規定、同法第三十条の七に一項を加える改正規定、同法第三十条の八から第三十条の十まで、第三十条の十二、第三十条の十五、第三十条の十七第三十一条の二十五条第二項、第三十条の三十六条、第三十条の三十七条第三項及び第三十三条の四十第二項の改正規定、同法第三十条の四十一から第三十条の四十四までを削る改正規定、同法第四章の三を同法第四章の四とし、同法第四章の二の次に「一章」を加える改正規定、同法第四十二条、第四十七条及び第五十一条の改正規定、同法別表第一の改正規定（第三十条の三十）の下に「、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十一、第三十条の四十四の十二」を加える部分に限る。）、同法別表第二の改正規定（第三十条の十）の下に「、第三十条の四十四の三」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。）、同法別表第四の改正規定（第三十条の四十四の四）を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関の欄に係る部分に限る。）、同法別表第五の改正規定（第三十条の十五）の下に「、第三十条の四十四の六」を加える部分に限る。）並びに同法別表第六の改正規定、第三条中電子署名等に係る部分を加える改正規定、同法第七条及び第八条の改正規定、同法第九条の改正規定（同条第四項を削る部分を除く。）、同法第十一条、第十二条、第十三条、第十六条の一、第十六条の二、第十六条の七及び第十六条の十一の改正規定、同法第二十二条の見出しを削り、同条

の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定（同条第四項を削る部分を除く。）、同法第二十九条、第三十一条、第三十五条の二及び第三十五条の七の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定（第六号に掲げる部分を除く。）、同条第三項の改正規定並びに同法第七十一条の二の改正規定並びに第四条中番号利用法第二条第七項及び第十四条第二項の改正規定、番号利用法第十七条の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）並びに番号利用法第十八条の二第三項、第十九条第五号及び第四十八条の改正規定並びに附則第四条第三項、第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（次項において「第六号施行日」という。）において現に第四条の規定による改正前の番号利用法（以下この項及び第三項において「旧番号利用法」という。）第七条第一項若しくは第二項又は旧番号利用法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カード（旧番号利用法第七条第一項に規定する通知カードをいう。以下この条において同じ。）の交付を受けていれる者（次項及び第三項において「通知カード所持者」という。）についての旧番号利用法第七条第六項の規定による当該通知カードを紛失した旨の届出及び同条第七項の規定による当該通知カードの返納については、なお従前の例によること。

番号利用法第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者が番号利用法第十四条第一項の規定により通知カード所持者（第六号施行日以後当該通知カード所持者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。）である本人（番号利用法第二条第六項に規定する本人をいう。以下この項において同じ。）から番号利用法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けたときにおける当該通知カード所持者が本人であることを確認するための措置については、第四条の規定による改正後の番号利用法

（次項において「新番号利用法」という。）第十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

三 市町村長は、通知カード所持者（第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧番号利用法第七条第六項の規定による通知カードを紛失した旨の届出及び同条第七項の規定による通知カードの返納をした者を除く。）に対し、その者に係る個人番号カード（新番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）を交付するときは、新番号利用法第十七条第一項に規定する措置をとるほか、その者から通知カードの返納を受けなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定について）は、当該規定。附則第九条第二項において同じ。の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第九条

二 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和元年五月三一日法律第一七号）抄

（施行期日）

三 目次の改正規定（特例）を「特例等」に改める部分に限る。）、第六章の章名の改正規定及び同章に三条を加える改正規定（第一百二十二条の三に係る部分に限る。）並びに附則第十三条の規定（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日）

四 附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の項の改正規定を除く。）、第六条（住民基本台帳法（昭和四十二年

年法律第八十一号) 第三十条の九の二(第一項の改正規定を除く。) 及び第十四条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)(平成二十五年法律第二十七号)別表第一の改正規定を除く。)の規定(前号に掲げる規定の施行の日又は情報通信技術利用法改正法附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日) 第百二十条の次に七条を加える改正規定、第二百二十四条の改正規定(市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長)を「管轄法務局長等」に改める部分を除く)、第二百二十八条から第二百三十条までの改正規定、第二百三十七条を改め、同条を第二百三十九条とする改正規定(第二百三十七条を改める部分に限る)、第二百三十四条を改め、同条を第二百三十六条とする改正規定(第二百三十三条を改める部分に限る)及び同条を第二百三十六条から第十条まで及び第十四条を改める部分に限る。)及び第二百三十三条を改め、同条を第二百三十五条とする改正規定(第二百三十三条を改める部分に限る)並びに附則第七条から第十条まで及び第十四条(前号に掲げる部分を除く。)の規定(公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日)おいて政令で定める日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日法律第五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日法律第八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 令和三年四月一日

イ 略

ロ 第十五条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定(同条第五項第一号中「代えて行う」の下に「電磁的方法」)を、「利用する方法」の下に「を」いう。以下この条において同じ。)を加える部分、同号イに係る部分、同号ロに係る部分、同条第十八項中「者は」の下に「、当該金融商品取引業者等の営業所の長に」を加える部分、同項中

「を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「の提出（当該金融商品取引業者等変更届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該金融商品取引業者等変更届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類（第三十七条の十一の四第一項に規定する住所等確認書類をいう。第十六項において同じ。）の提示又はその者の特定署名用電子証明書等（同条第一項に規定する特定署名用電子証明書等をいう。第十六項において同じ。）の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを持む。以下第十五項までにおいて同じ。）をしなければ」に、「を提出する」を「の提出をする」に改める部分、同条第二十項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十一項に係る部分、同条第二十三項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十七項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第二十九項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第三十一項中「非課税口座廃止届出書を」を削り、「提出した」を「非課税口座廃止届出書を」に改める部分を除く。」、同法第三十七条の十四の一第十八項の改正規定及び同法第四十二条の二の二の改正規定並び同法第六十八条及び第一百六十九条の規定（罰則に関する経過措置）

第一百七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第一百条の三の規定、第六十八条第一項から第三項までの規定（罰則に関する経過措置）

二 第一条中個人情報の保護に関する法律第八十六条の規定、第十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規定（罰則に関する経過措置）

（施行期日）

第十一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

二 第一条中個人情報の保護に関する法律第八十四条を削り、同法第八十三条を同法第八四条とし、同法第八十二条の次に一条を加える改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第八十七条の改正規定、第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する規定（政令第五号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第4号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十条（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十一条の改正規定、第二十二条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金

法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二条の規定、附則第四十二条中国国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号、次号及び附則第四十二条から第四十号までにおいて「昭和六十一年国民年金等改正法」という。）附則第二十条及び第六十四条（改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年元化法」という。）附則第一十三条第三項、第三十六条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条の改正規定、附則第五十六条の規定（個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七条の規定）

（政令への委任）

第三十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第一百条の三の規定、第六十八条第一項から第三項までの規定（罰則に関する経過措置）

二 第一条中個人情報の保護に関する法律第八十六条の規定、第十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規定（罰則に関する経過措置）

（施行期日）

第十一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

二 第一条中個人情報の保護に関する法律第八十四条を削り、同法第八十三条を同法第八四条とし、同法第八十二条の次に一条を加える改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第八十七条の改正規定、第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する規定（政令第五号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第4号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十条（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十一条の改正規定、第二十二条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金

法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二条の規定、附則第四十二条中国国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号、次号及び附則第四十二条から第四十号までにおいて「昭和六十一年国民年金等改正法」という。）附則第二十条及び第六十四条（改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年元化法）附則第一十三条第三項、第三十六条第六項及び第八十五条の改正規定並びに附則第九十五条の規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十六条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中個人情報の保護に関する法律第八十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規定（罰則に関する経過措置）

二 第一条中個人情報の保護に関する法律第八十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規定（罰則に関する経過措置）

（施行期日）

第十一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

二 第一条中個人情報の保護に関する法律第八十四条を削り、同法第八十三条を同法第八四条とし、同法第八十二条の次に一条を加える改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第八十七条の改正規定、第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する規定（政令第五号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第4号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十条（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十一条の改正規定、第二十二条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金

(罰則に関する経過措置)

第一百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にして行はるる行為に対する罰則の適用についての附則の規定によりなお従前の例によることがなれば、なお従前の例による。

附則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の規定を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にして行はるる行為に対する罰則の適用についての附則の規定によりなお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)
第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(命令への委任)
第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前十三条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。（处分等に関する経過措置）

附則（令和三年五月一九日法律第三七号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一二七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二百五十三条の二第一項、第五項及び第六項及び第六十九条の規定）の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

第一二七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十八条（電子署名等による地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十七条の二を同法第七十七条の三とし、同法第七十一条の次に一項を加える改正規定を除く。）、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第五十二条の改正規定（戸籍の）の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）

第一二二条（戸籍法第二十九条の改正規定を除く。）及び第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定に限る。）並びに附則第八条第一項、第一二七条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十二条から第七十三条までの規定

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年五月一日から施行する。ただし、以下の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一二七条（戸籍法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七十七条の二を同法第七十七条の三とし、同法第七十一条の次に一項を加える改正規定を除く。）、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第五十二条の改正規定（戸籍の）の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）

第一二二条（戸籍法第二十九条の改正規定を除く。）及び第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定に限る。）並びに附則第八条第一項、第一二七条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十二条から第七十三条までの規定

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年五月一日から施行する。ただし、以下の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一二七条（戸籍法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七十七条の二を同法第七十七条の三とし、同法第七十一条の次に一項を加える改正規定を除く。）、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第五十二条の改正規定（戸籍の）の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）

八
八 第二二条（戸籍法第二十九条の改正規定を除く。）及び第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定に限る。）並びに附則第八条第一項、第一二七条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十二条からの規定を除く。）及び第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七十七条の二を同法第七十七条の三とし、同法第七十一条の次に一項を加える改正規定を除く。）、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第五十二条の改正規定（戸籍の）の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）

(別表第二の二十七の項の改正規定に限る。)
第五十五条 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行に伴う経過措置)
第十一条 地方公団体情報システム機構の施行日以後最初の事業年度の第五十五条の規定によることとするための番号の利用等に関する法律第三十八号（第三十五条の改正規定（「条例を含む。」を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

(別表第二の二十七の項の改正規定に限る。)
第五十六条 戸籍法の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定)
第六十二条 施行日が戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、同日から施行日の前日までの間ににおける行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十二条の二の規定の適用について、同条中「第四十五条の二第二項」とあるのは、「第四十五条の二第三項」とする。

(別表第二の二十七の項の改正規定に限る。)
第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行はるる行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(命令への委任)
第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行はるる罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(検討)
第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の

2
2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3
3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、これと新法令の相当規定により相当の国の機関に対して、新法令の規定を適用する。

三
三 略

四
四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三

の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に申請され、又は発行されている個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（次条第二項及び第三項において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。次条において同じ。）の本人の写真の表示については、なお従前の例による。

第三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に申請され、又は発行されている個人番号カードの記載事項については、なお従前の例によ

る。

2 第二条の規定による改正後の番号利用法第十五条第三項において「新住民基本台帳法」とい

う。第六条の二第一項の申請をした者に係る住民票に当該申請の日において第三条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改

正後の住民基本台帳法（以下この項及び附則第五条第三項において「新住民基本台帳法」とい

う。第七条第一号の二に掲げる事項が記載されない場合（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者にあっては、その申請をした者に係る戸籍の附票に新住民基本台帳法第十七条第二号の二に掲げる事項が記載されない場合）における当該申請に係る個人番号

の交付を受けている者に対して発行した又は発行する番号利用法第八条項に規定するカード代替電磁的記録の記録事項については、なお従前の例による。

3 前二項の規定の適用を受けた個人番号カード（政令への委任）

第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する規定）並びに第三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正規定（政令で定める部分に限る。次号において同じ。）及び同法第三条の改正規定（政令で定める部分に限る。）は、政令で定める。

附 則（令和六年四月二十四日法律第二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

二 及び三 略

四 次に掲げる規定 令和七年四月一日

イ からかまで 略

ヨ 附則第三十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を「第六条の二」に改める規定（第六条を「第六条の二」に改める部分に限る。次号において同じ。）及び同法第四条、第六条、第七条の規定（第六条を「第六条の二」に改める部分に限る。）並びに附則第三十三条中デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項第一号の改正規定 公布の日

二 第三条の規定（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目次の改正規定、同法第二条第七項の改正規定、同法第一章に一条を加える改正規定並びに附則第十三条中デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項第一号の改正規定）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十一条の規定 公布の日

二 附則第十条の規定 この法律の公布の日又是情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第一号）の公布の日のいずれか遲い日

（罰則に関する経過措置）

第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十一條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

別表(第九条関係)	健康保険法第五条第二項若しくは第一百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法に登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
-----------	---

五 労 働 大 臣 厚 生	一 労 働 大 臣 厚 生	二 全 国 健 康 保 险 协 会	三 劳 働 大 臣 厚 生	四 全 国 健 康 保 险 协 会	五 劳 働 大 臣 厚 生
省令で定めるもの	健康保険法第五条第二項若しくは第一百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法に登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	健康保険法第五条第二項若しくは第一百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法に登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	健康保険法第五条第二項若しくは第一百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法に登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	健康保険法第五条第二項若しくは第一百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法に登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	健康保険法第五条第二項若しくは第一百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法に登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

五 労 働 大 臣 厚 生	六 都 道 府 县 知 事	七 劳 働 大 臣 厚 生	八 都 道 府 县 知 事	九 市 町 村 长	十 县 知 事 都 道 府 市 长 を 含 む 又 は 社 会 福 祉 法 二 十 （昭 和 二 十 年 ）
省令で定めるもの	災害救助法(昭和二十二年法律第百四十九号)による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)による職業紹介又は職業指導に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の実施、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法(昭和二十二年法律第百三十四号)による理容師の免許に関するもの	理容師法(昭和二十二年法律第二百三十九号)による理容師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

五 労 働 大 臣 厚 生	六 都 道 府 县 知 事	七 劳 働 大 臣 厚 生	八 都 道 府 县 知 事	九 市 町 村 长	十 县 知 事 都 道 府 市 长 を 含 む 又 は 社 会 福 祉 法 二 十 （昭 和 二 十 年 ）
省令で定めるもの	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七十七号)によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七十七号)によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四十四号)による歯科衛生士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四十四号)による歯科衛生士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	保健師助産師看護師法(昭和二十一年法律第二百三号)による保健師助産師看護師法による准看護師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

五 労 働 大 臣 厚 生	六 都 道 府 县 知 事	七 劳 働 大 臣 厚 生	八 都 道 府 县 知 事	九 市 町 村 长	十 县 知 事 都 道 府 市 长 を 含 む 又 は 社 会 福 祉 法 二 十 （昭 和 二 十 年 ）
省令で定めるもの	母体保護法(昭和二十三年法律第二百五十六号)による指定(同法第十五条第一項の指定をいう。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの	母体保護法(昭和二十三年法律第二百五十六号)による指定(同法第十五条第一項の指定をいう。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの	死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四十号)による認定(同法第二条第一項第一号の認定をいう。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの	司法試験法(昭和二十四年法律第二百四十号)による司法試験又は司法試験予備試験の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	事務であつて主務省令で定めるもの

第五十号～第二十九条第一項に規定する事業等又は企業年金連合会	百七 確 定拠出年 金法（平成十三年法律第八 十八号） 第三条第一 項第一 号に規定 する事 業主	百八 国民年金 金連合会	臣 百九 厚生労働 大臣	百十 農林漁業 体職員共 済組合
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第二百一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	確定拠出年金法による個人型年金加入者等に関する原簿若しくは帳簿の記録及び保存又は個人型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	確定拠出年金法による個人型年金加入者等に関する原簿若しくは帳簿の記録及び保存又は個人型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第二百一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徵収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	確定拠出年金法による企業型記録関連運営管理機関への通知、企業型年金加入者等に関する原簿の記録及び保存又は企業型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

百十六の 二 厚生 労働大臣	臨床検査技師、衛生検査技師等に 関する法律の一部を改正する法律 (平成十七年法律第三十九号)附 則第三条第三項の規定によりな らぬ効力を有するものとされた同 法の規定による改正前の臨床検査 技師、衛生検査技師等に関する法 律(昭和三十三年法律第七十六 号)による衛生検査技師名簿への 登録に関する事務であつて主務省 令で定めるもの
百十九 厚生労働 大臣	障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律(平 成十七年法律第二百二十三号)によ る自立支援給付の支給又は地域生 活支援事業の実施に関する事務で あつて主務省令で定めるもの

法律第六号	第三項第一号に規定する存続する		第二項第十三号に規定する存続する	第五年法律		第六年法律	第三年法律	第二年法律
市町村長	市道府県		市町村	百二十七	百二十六	厚生労働大臣	百二十九	百二十八
市町村長	市道府県	市町村	百二十七	百二十六	厚生労働大臣	百二十九	百二十八	百二十九
市町村長	市道府県	市町村	百二十七	百二十六	厚生労働大臣	百二十九	百二十八	百二十九

十三号「平成二十五年法律第十三号」という。以下に表すと、(1)「厚生年金基金に規定する附則第十三条」、(2)「厚生年金基金に規定する附則第十三条」、(3)「厚生年金基金に規定する附則第十三条」の三通りである。

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給、指定医の指定又は指定難病要支援者	国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	平成二十五年法律第六十三号による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
--	--	---

<p>証明事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）による公認心理師の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律（令和三年法律第三十八号）による公的給付支給等口座登録簿への登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律による通知又は情報</p>
--	--

の提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの